

IV 生活指導関係

- 1 生徒心得……………【生活】 1-2
- 2 服装規定……………【生活】 3-5
- 3 交通に関する規定……………【生活】 5-6
- 4 生徒指導処置規定……………【生活】 6-

1 生徒心得

帯広工業高等学校生徒は、常に生徒としての本分を守り、責任と協力の精神をもって、楽しくよりよい校風を創りあげるために、学則や生徒心得を自覚して守ること。

1 校内生活

(1) 校内規律について

- ア 校舎や校具・その他の公共物は大切に取り扱い、万一破損・紛失した場合は、学級担任に届け出ること。状況により弁償しなければならない。
- イ 学用品・その他の所持品には、学年・組・氏名をはっきり記入すること。
- ウ 学校生活に不必要なものは持参しないこと。
- エ 生徒間の金品の貸借・売買はしないこと。

(2) 服装・頭髪について

- ア 別に定める服装規定にしたがうこと。
- イ 登下校及び校内において、規定以外の服装を用いるときは、学級担任に届け出て許可を受けること。
- ウ 頭髪は高校生らしく簡素で清潔感のある髪型とする。
 - ・脱色、染色、パーマ等は認めない。男子の髪の長さは目、耳、襟にかからない長さまでとする。極端な刈り上げ等も指導対象とし、ピアス等装飾品、化粧等についても禁止する。
 - ・地毛が茶色がかっている、くせ毛など配慮が必要な生徒は入学時に確認する。
- エ 校舎内では必ず上靴を使用すること。上靴は体育科指定の運動靴とし、外靴との区別を明確にすること。
- オ 外靴にサンダル・草履等の使用しないこと。
- カ 教室内では特別許可のない限り、帽子・オーバー等を着用せず制服であること。
- キ 服装規定以外で身につけるものは、華美にならないようにすること。
- ク 学校行事等の服装は、学校の指示に従うこと。

2 校外生活

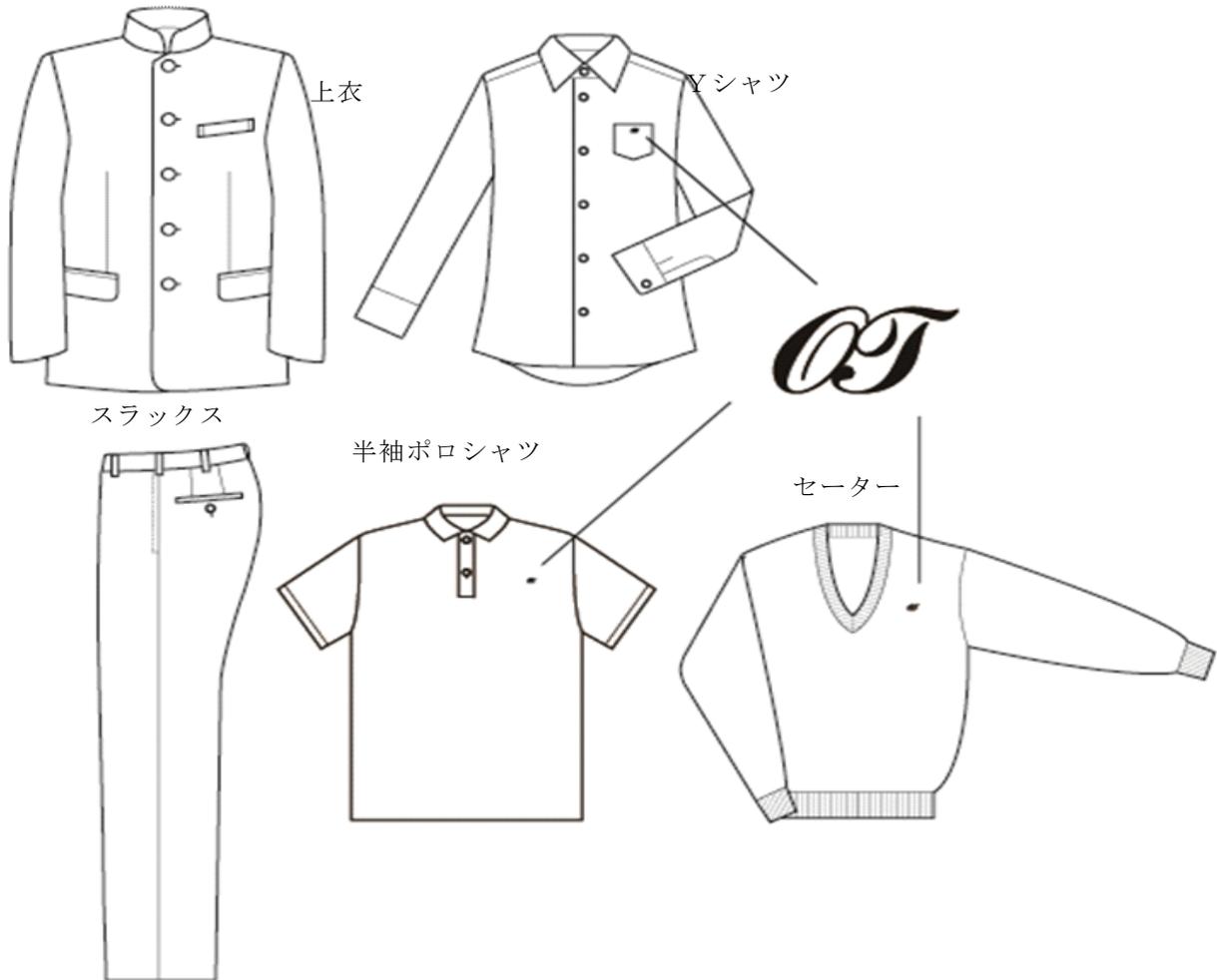
- (1) 外出に際しては、常に身分証明書を所持しなければならない。
- (2) 常に交通法規を守り事故のないように心掛ける。
- (3) 本校生徒としての品位を保ち、逸脱した行為をしないこと。
- (4) 飲酒・喫煙はしないこと。
- (5) 他人と金品の貸借・売買はしないこと。
- (6) 夜間の外出はなるべく慎み、午後10時以降の外出はしないこと。
- (7) 原則として外泊はしないこと。
- (8) 異性との交友は、健全・明朗であること。
- (9) 友人等の下宿先をみだりに訪問してはならない。
- (10) 下宿生は下宿主の指示に従い、同宿者や下宿主に迷惑をかけないように気をつけなければならない。
- (11) ディスコ・マージャン荘・パチンコ店・その他風俗営業の場所へ出入りしないこと。

3 届出・許可

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課は、その都度すみやかに学級担任に届け出ること。
- (2) 登校後は、授業終了まで許可なくしてみだりに、校外に出てはならない。やむを得ぬ用事で外出する時は、学級担任または教科担任の許可を受けること。
- (3) 午後5時以降、部活動・その他の理由で学校に居残る場合は、必ず、保護者等の了解を得て、学級担任・補講担当者・部顧問などの許可を受けること。
- (4) 金品を紛失・拾得した場合は、ただちに届け出ること。
- (5) 病欠で欠席が1週間以上に及ぶときは、医師の診断書を学級担任に提出すること。
- (6) 病気又は特別な事情により、欠席が長期にわたると予想される時は、休学を願い出ることができる。なお、休学が3か月以上に及ぶとき、授業料は免除される。
- (7) 自転車通学・自動車学校通学・旅行・キャンプ・登山・異装・下宿・アルバイト・携帯電話校内持ち込みなどについては必ず学校に届出を提出し許可を受けること。
- (8) 保証人・保護者等の住居変更、下宿の中止・変更等については、学級担任に必ず届け出ること。
- (9) 校内外の掲示は、学校に届出を提出し許可を受けること。
- (10) 休日及び放課後、学校の校舎並びに施設を利用する場合は学校に届出を提出し許可を受けること。
- (11) 校内外で生徒の集会を催すときは、事前に学校に届出を提出し許可を受けること。
- (12) 校外団体に加入したり、組織する場合は、学校に届出を提出し許可を受けること。

1 男子について

- (1) 本校指定のチャコールグレー（チェック柄）の標準型詰襟学生服とし、襟はインナーカラー、所定のボタン（いぶし銀）を着用する。
- (2) 左襟に学科識別のリベットバッジをつける。右襟には承認された部章をつけても良い。
- (3) 上記標準服等は、本校指定の販売店で本人の体型に合わせて購入すること。なお、購入後の改造は一切認めない。
- (4) 制服内にセーターを着用する場合は本校指定セーターとする。

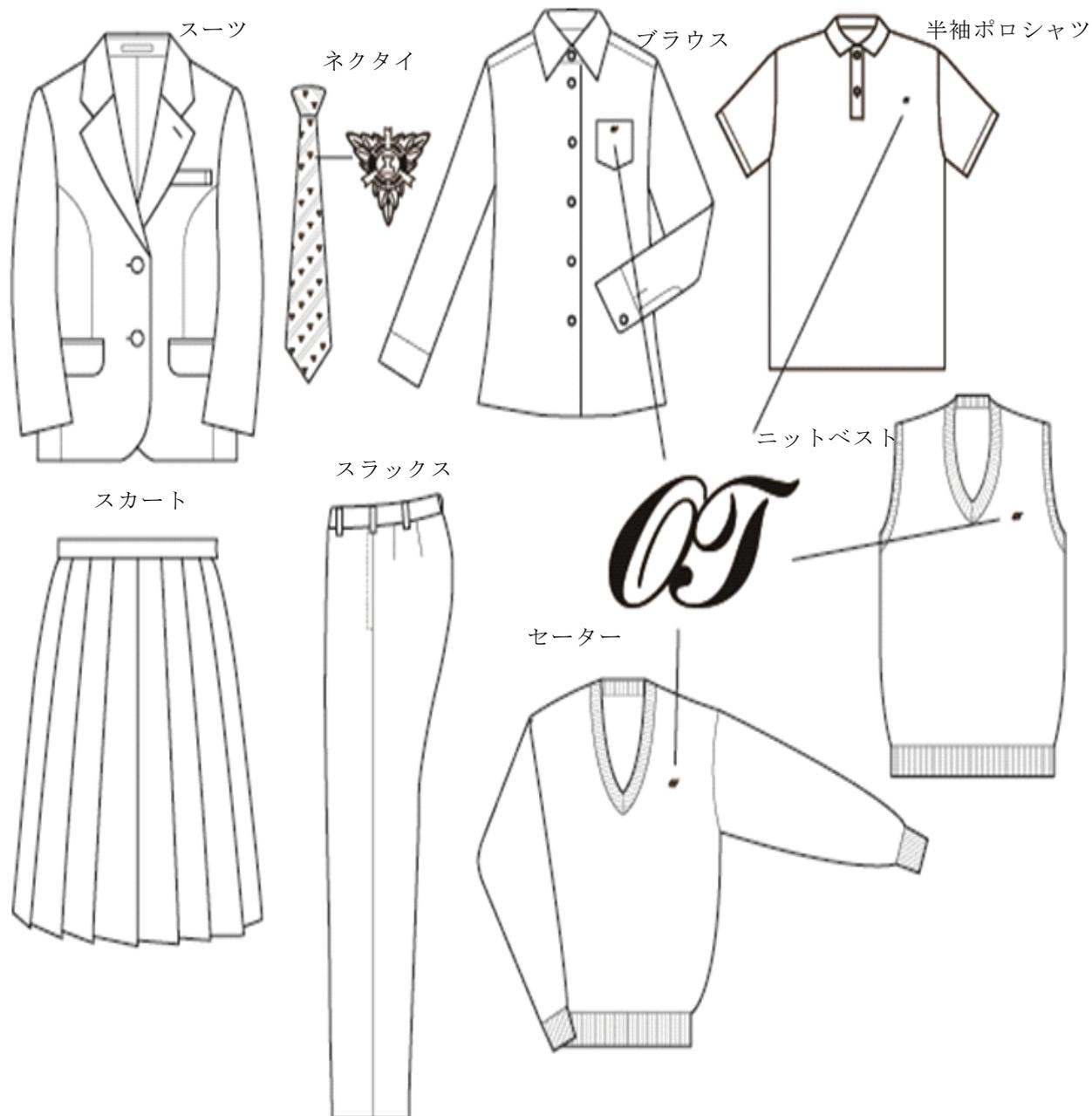


2 女子について

- (1) 本校指定のチャコールグレーのスーツ型（シングル前2つボタン）上衣に、ニットベスト、ひだスカートとし、白色ブラウス、水色ストライプネクタイを着用する。
- (2) 左襟に学科識別のリベットバッジをつける。承認された部章をつけても良い。
- (3) スカートのひだ数20本とし、スカート丈はおおよそ膝の中心とする。
- (4) ブラウスは白色で左胸にOTの花文字を入れた本校指定のものとする。
- (5) 上記スーツ、ベスト、スカート、スラックス等は、本校指定の販売店で本人の体型に合わせて購入すること。購入後の改造は一切認めない。
- (6) スラックス着用期間は12月1日～2月末までとする。それ以外の期間の着用についても認める。

(7) 制服内にセーターを着用する場合は本校指定セーターとする。

(8) ソックスは黒色もしくは紺色のハイソックス、ストッキングは黒色とする。



3 夏季について (男子・女子)

(1) 夏季の服装 (学校の定めた期間) は、下記の略装を着用してもよい。

ア 男子の略装は、白色ワイシャツまたは白色ポロシャツ (ワンポイント可) とする。(ワンポイントは本校指定のOTの花文字と同程度までとする。)

イ 女子の略装は、白色ブラウスまたは白色ポロシャツ (ワンポイント可) とする。(ワンポイントは本校指定のOTの花文字と同程度までとする。) また、本校指定のニットベストを着用してもよい。

1 自転車について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学届」を提出し所定のステッカーを必ず貼付し通学すること。
- (2) 自転車通学生遵守事項
 - ア 自転車通学期間（路面凍結時期厳禁）を守ること。
 - イ ステッカーがはがれて紛失した場合、車種・通学コース変更の場合は直ちに届け出ること。
 - ウ 学校においては、学級別に指示された自転車置き場に整然と置くこと。
 - エ 自転車は常に点検整備し、自転車に関する交通ルールを守ること。
 - オ 自転車は歩道がない場合は道路左側を、歩道がある場合は歩道を1列になって走行し、並進はしないこと。また、2人乗りは厳禁とする。

2 自動車学校入学について

- (1) 禁止事項
運転免許証取得は、卒業式終了まで禁止する。
- (2) 中止事項
自動車学校通学生が、交通に関する違反の生徒指導処置（停学指導など）を受けた場合、自動車学校通学を直ちに中止する。
- (3) 停止事項
 - ア 自動車学校通学生が、教科などの時数不足の可能性のある場合、直ちに自動車学校通学を停止する。
 - イ 定期考査1週間前から定期考査終了まで、自動車学校通学を停止する。
 - ウ 3学年の2学期仮評定または学年末評定で欠点「1」の教科がある生徒・教科などの時数不足になる可能性のある生徒は、それぞれ仮評定もしくは評定が「2」以上・時数不足解消になるまでの自動車学校通学をそのつど停止する。
- (4) 入学時期
自動車学校通学の開始は、3学年の2学期中間考査終了後とする。
- (5) 通学許可条件
 - ア 自動車学校通学を希望する生徒は、保護者等・学級担任・交通安全指導担当教員と充分話し合いのうえ、保護者等は学校で行なっている「自動車学校通学説明会」に必ず参加し、「自動車学校通学許可願」「誓約書」を提出し、「自動車学校通学許可証」を得るものとする。
 - イ 3学年において交通に関する違反の生徒指導処置（停学指導など）を受けた生徒は、自動車学校通学許可をしない。
 - ウ 3学年の2学期中間考査終了の段階で、3学年の1学期評価または2学期中間考査で素点「40」未満の教科がある生徒・時数不足になる可能性のある生徒・進路先が内定（合格）していない生徒は、これらが解消されるまで自動車学校通学許可をしない。
 - エ 止むを得ない事情で、大型特殊・小型特殊・二輪車などの運転免許証が必要な場合は、別に審議する。

(6) 通学生遵守事項

自動車学校通学のために帯広工業高校の授業などを欠席・遅刻・早退をすることを厳禁する。但し、仮免許試験・本免許試験などで、どうしても帯広工業高校の授業などにぶつかってしまう場合は、必ず早めに担任に話をして担任の判断・許可を得てから欠席（事故欠）・遅刻・早退をすること。

(7) 普通自動車以外の運転免許証取得を禁止する。

4 生徒指導処置規定

第1条 非行行為を行なった生徒は、非行生徒として、職員会議に付する。

第2条 生徒指導処置の種類は、次の通りとする。

校長訓戒・有期停学（3日～9日）・無期停学（10日～）・退学とする。

第3条 非行の一般的な例を次の表に示す。

1	喫煙
2	窃盗万引
3	飲酒
4	けんか
5	暴力行為
6	深夜外出
7	不良交遊
8	カンニング(全教科0点とする。)
9	金銭貸借
10	カンパなどの行為
11	恐喝及び詐欺
12	無届アルバイト
13	定期券不正使用
14	無免許運転
15	無届免許取得
16	無届バイク取得
17	車の取得
18	交通安全を著しくそこなう行為
19	建造物あるいは器物損壊
20	禁止場所及び区域への出入
21	その他、生徒の本分に反する行為